別表十六(九)
「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

記載要領はこちら

この別表を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(六)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。
この別表の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「1」から「28」までの各欄を記載します。

「当期積立額7」
当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。
なお、税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額の金額を含めた金額を記載します。

「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額9」
前期分のこの別表の「差引翌期への繰越額16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この別表の留意点において「適格合併等」といいます。)により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項《準備金方式による特別償却》に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。

「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額15」
当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項《準備金方式による特別償却》に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。

「合併等特別償却準備金積立不足額21」
適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項《準備金方式による特別償却》に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第　条第　項	第　条第　項	第　条第　項	計
	種類	2				
	構造、用途、設備の種類又は区分	3				
	細目	4				
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数等	6	年	年	年	
	当期積立額	7	円	円	円	円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8				
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9				
	積立限度額 (8)＋(9)	10				
差引積立不足額	積立限度超過額 (7)－(10)	11				
	割増償却の場合 (8)－(7)	12				
	初年度特別償却の場合 (8)－((7)－(9)) ((7)－(9)≦0の場合は(8))	13				
	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)－(7)	14				
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15				
	差引翌期への繰越額 (14)－(15)	16				
翌期への繰越額の内訳	・・・	17				
	当期分 (12)又は(13)	18				
	計 (17)＋(18)	19				
当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)		20				
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)－(7)		21				

別表十六(九)
「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

「期首特別償却準備金の金額24」
　前期分のこの別表の「期末特別償却準備金の金額28」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。

「均等益金算入による場合(23)×$\frac{\text{84、60又は(耐用年数等×12)}}{\text{25}}$」

　特別償却準備金は積立事業年度別及び特別償却対象資産別に計算した金額を益金の額に算入する必要があり、当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。

(1)　「(23)×$\frac{\text{84、60又は(耐用年数等×12)}}{\text{}}$」

の分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

(2)　「(23)×$\frac{\text{84、60又は(耐用年数等×12)}}{\text{}}$」

の分母は、特別償却対象資産の区分に応じ、それぞれ次によります。

①　減価償却資産の場合
　法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。

(法定耐用年数)	(分母の月数)
イ　2年	24
ロ　3年	36
ハ　4年	48
ニ　5年、6年、7年、8年又は9年	60
ホ　10年以上	84

②　繰延資産(令和7年3月31日以前に支出された費用に係るもの)の場合
　その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数の区分に応じ、それぞれ次によります。

(支出の効果の及ぶ期間の月数)	(分母の月数)
イ　60月未満	支出の効果の及ぶ期間の月数
ロ　60月以上120月未満	60
ハ　120月以上	84

翌期繰越額の計算	積立事業年度		22	・・	・・	・・
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額		23	円	円	円
	期首特別償却準備金の金額		24			
	当期益金算入額	均等益金算入による場合 (23)×$\frac{\text{84、60又は(耐用年数等×12)}}{\text{}}$	25			
		同上以外の場合による益金算入額	26			
		合計 (25)＋(26)	27			
	期末特別償却準備金の金額 (24)－(27)		28			

「均等益金算入による場合(23)×$\frac{\text{84、60又は(耐用年数等×12)}}{\text{}}$」

　個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額(措置法第52条の3第6項第3号《準備金方式による特別償却》による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。)を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。

添付書類
　措置法又は震災特例法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。